

藤沢市 6月議会

一般質問がはじまります。 ぜひ！傍聴においでください。

改選後初めての藤沢市6議会が6月4日からはじまっています。4常任委員会が終わり、18日から一般質問が始まります。36人中25人が一般質問の通告を行っています。日本共産党議員団は4人全員が一般質問を行います。質問の日時と項目は次の通りです。（質問開始時間は遅くならないことがあります）ぜひ、傍聴においでください。

味村耕太郎議員

6月18日（木）
（午後1：00頃から）

- ①子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡充を
- ②奨学金制度の創設を

山内幹郎議員

6月19日（金）
（午前10：30頃から）

- ①防災津波対策について
 - ・避難タワーの建設を
 - ・避難困難者の対策をなど

土屋俊則議員

6月19日（金）
（午後3：30頃から）

- ①国民健康保険料の引き下げについて
- ②藤が岡2丁目の再整備等

柳沢潤次議員

6月23日（火）
（午後1：00頃から）

- ①核兵器廃絶について
集团的自衛権行使への認識について
- ②ごみ減量と有料化廃止について

山内幹郎議員と 味村耕太郎議員が初質問

新人の山内幹郎議員と味村耕太郎議員は、本会議と常任委員会ですべての質問を行いました。

山内幹郎議員は、本会議で財団法人産業振興財団の予算報告での質疑を行いました。また、厚生環境常任委員会

味村耕太郎議員は

本会議でまちづくり協会の予算報告に対する質疑でシルバー

人材センターから派遣している人件費を引き上げることがを主張。また、

子ども文教常任委員会では、藤沢宿交流館条例制定議案、待機時の状況と保育所整備の報告、学校施設整備基本方針の報告について、積極的に質疑を行いました。



では市民病院の差額ベッド拡大の条例改正、国民健康保険料の値上げの報告に対して強く批判しました。



ご意見・ご要望
お気軽に
お寄せください



藤沢市議会議員
柳沢潤次



藤沢市議会議員
土屋俊則



藤沢市議会議員
山内幹郎



藤沢市議会議員
味村耕太郎

日本共産党 藤沢市議団 市議会報告

No.240

2015年6月12日（連絡先）Tel (25) 1111（内）5649

（ホームページ）<http://www.ne.jp/asahi/jcp/fujisawa/>
（E-mail）f-kyosan@cityfujisawa.ne.jp

「戦争法案」反対の請願・陳情を審議！

本日

総務常任委員会

9:30開会

「戦争法案」に反対する意見書提出を求める請願
や陳情、「慎重審議を求める陳情」の3件
が提出されました。

藤沢市議会に提出されている「日本を『海外で戦争する国』にする『安全保障関連法案』に反対する意見書提出を求める請願」（湘南民主商工会・大森保房会長）、「戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全保障法制整備法案）の廃案を国に求める意見書提出についての陳情」（新日本婦人の会藤沢支部・望月知子自治体部長）、「安全保障法制の国会審議についての意見書提出を求める陳情」（立憲主義を考える藤沢市民の会・浮田久子代表・島

田啓子陳情代表）の3件の請願・陳情が12日総務常任委員会で審議されます。日本共産党議員団は土屋俊則委員が、請願陳情に賛成する立場から質疑・討論を行います。是非とも賛成多数になり、意見書の提出ができるよう奮闘します。柳沢潤次議員も「紹介議員」として答弁席に座ります。ぜひ、傍聴においでください。



総務常任委員会日程（予定）		
日時 平成27年6月12日（金） 午前9時30分		
場所 議会議場		
1	議案 第10号 請願27第 2号	藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正についてマイナンバー制度実施を延期し、廃止を求める意見書提出の請願
2	請願27第 1号 陳情27第 6号 陳情27第10号	日本を「海外で戦争する国」にする「安全保障関連法案」に反対する意見書提出を求める請願 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全保障法制整備法案）の廃案を国に求める意見書提出についての陳情 安全保障法制の国会審議についての意見書提出を求める陳情
3	陳情27第 2号	行政文書作成・管理のための指針作成についての陳情
4	陳情27第 8号	パチンコの規制と廃止を求める陳情
5	陳情27第 9号	河野談話の撤回を求める意見書提出についての陳情
6	陳情27第 7号	旧県立藤沢高校跡地の取得及び労働会館と公民館の合築についての陳情
7	報 告 (1) (2) (3)	地方版総合戦略の策定について 神奈川県が公表した「津波浸水想定」を踏まえた津波対策の方向性について 湘南台市民活動プラザの移転について

12日総務常任委員会の日程（予定）にありますように、9時30分に開会されます。審議は日程1〜7の順番で行います。日程1は「議案第10号と請願27第2号を一緒に、日程2では、請願27第1号、陳情27第6号、請願27第10号を一緒にそれぞれ審議します。採決は議案・請願・陳情ごとに、別々に行います。



18日本会議で総務常任委員会の報告に対する討論・採決をもう一度行います。議案と請願については18日の本会議で、各委員会の審議結果の報告が行われます（陳情の結果報告はありません）。その報告に対する採決をもう一度とることになりますので、議員全員の態度が明らかになります。また、陳情の扱いは委員会で採決結果が趣旨了承になると「意見書案」つくり最終日（24日）の本会議で採決します。